

年金法令・制度運営（問題）

問題 1. 次の空欄に入る語句あるいは数値を答えよ。なお、解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと。（1問 1点で計40点）

(1) 厚生年金基金財政運営基準に定める数理債務は、総給付現価から規約上の（ ① ）掛金による掛金収入現価及び政府負担金の現価の合計額を控除した額とすること。この場合において、総給付現価の算定の基礎となる給付額は、平成 12 年 3 月 31 日以前に受給権の裁定が行われた者については裁定額と、その他の者については規約に定める（ ② ）部分の給付額と国民年金法等の一部を改定する法律(平成 12 年法律第 18 号。以下、「平成 12 年改正法」という。)による改正前の規定による（ ③ ）部分の給付額を合算した額とし、政府負担金の額は、平成 12 年改正法による改正前の規定の例により算定すること。

(2) 厚生年金基金財政運営基準に定める資産の数理的評価の方式には次の 3 とおりがある。

A. 時価移動平均方式

各事業年度の基準収益は、その事業年度の（ ① ）からキャピタルゲインを控除した額とすること。ただし、基金においてあらかじめ定めている場合には、各事業年度の基準収益を零とすることができること。

B. (②) 方式

各事業年度の基準収益は、その前事業年度末の（ ③ ）から同事業年度末における運用コストの未払分を控除した額とその事業年度の期中収支元本平残の合計額に、その事業年度を基準とする平滑化期間に属する各事業年度の（ ④ ）の単純平均を乗じた額とすること。

C. 評価損益平滑化方式

各事業年度の基準収益は、その事業年度の（ ① ）に相当する額とすること。

(3) 厚生年金基金の責任準備金調整額とは、（ ① ）から（ ② ）を控除して得た額である。責任準備金調整額が（ ③ ）となるときは、当該額を特例調整金として負債勘定へ計上すること。責任準備金調整額が（ ④ ）となるときは、代議員会の議決を得て、当該額の全部又は一部を特例調整金として資産勘定へ計上することができること。この場合、年金財政上の影響について指定年金数理人の助言を得るとともに、代議員会において十分な説明を行うこと。

(4) (①) は、各厚生年金基金の代行給付に必要な保険料率で、予定利率・予定死亡率・予定脱退率・予定昇給指数・将来加入員の見込みの各基礎率を用いて算定される。これをもとに32/1000～38/1000（平成15年4月1日からは24/1000～30/1000）の範囲で免除保険料率が決定される。(①) のうち65歳未満の年金給付等に要する率は全基金一律(②) %であるが、平成15年4月1日からこれを1.3で除して得た値に相当することになる。

(5) 厚生年金基金は四半期毎の業務報告書の写しを(①)に提出し、(①)は次のA～Fに掲げる観点から、加入員の状況等からみて掛金の見直しが必要であると判断した場合には、その理由を記載した意見書を基金に提出する。

- A. (②) の変化
- B. 設立事業所数の変化
- C. 標準給与の変化
- D. (③) の選択状況
- E. (④) の償却及び積立水準の回復の状況
- F. 不能欠損の発生状況

(6) 次は、適格退職年金の加入時期に関する記述である。

A. 加入時期

イ 加入時期は、加入資格取得直後の一定日（以下「加入日」という。）とする。

ロ (①) までの期間が、受給資格を得るに必要な期間に満たないため、加入者とならなかった者が、(②) の適用を受けたことにより受給資格を得ることが明らかとなった時は、その直後の加入日に加入させることができる。

B. 拠出制の場合で加入時期に加入しない者の取扱い

加入時期に加入しない者は、その後加入することができない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

イ 拠出制の年金制度から非拠出制の年金制度に変更するとき。

ロ 大幅な年金給付の(③)を行うとき。

- (7) 適格退職年金を確定給付企業年金に移行する場合に、現在の加入者は現行の受給資格を引き継げるが、新規加入者は確定給付企業年金法に定める受給資格要件を満たす必要がある。従って、現行の適格退職年金が定年のみの年金化をした制度である場合等、制度を変更する必要がある。確定給付企業年金法によれば、規約において、(①) 年を超える加入者期間を老齢給付金の給付を受けるための要件として定めてはならない。また脱退一時金を受けるための要件として、規約において、(②) 年を超える加入者期間を定めてはならない。
- (8) 確定給付企業年金の老齢給付金は、加入者又は加入者であった者が、規約で定める老齢給付金を受けるための要件を満たすこととなったときに支給するものである。規約で定める要件については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- A. (①) 歳以上 (②) 歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること。
- B. (③) 歳以上 (④) 歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること (規約において当該状態に至ったときに老齢給付金を支給する旨が定められている場合に限る)。
- (9) 退職給付会計の債務・費用の評価を行うにあたって、基礎率は極めて重要な要素となることから、その設定は合理的に行う必要がある。基礎率については (①) 的なものと人員統計的なものとに分類することができる。(①) 的な基礎率とは、割引率、(②)、予定昇給率のうちベースアップに相当する部分など、経済のインフレ率や成長率を反映するものである。当該基礎率の設定にあたっては、将来のインフレ率や成長率の前提のもとに、相互に矛盾のないものとする必要がある。例えば、低インフレ率や低成長率を前提に (②) を低く設定したにもかかわらず、ベースアップ率を高く見込むことは合理的でない場合がある。なお、これらの基礎率の設定にあたっては、現在および過去の実績データのみに依拠せず、市場関係者間で共有されている予測数値なども参考とすべきである。
- 人員統計的な基礎率とは、(③)、予定死亡率、予定昇給率のうち定期昇給に相当する部分、予定一時金選択率など、人員集団全体としての特性を反映するものである。
- (10) 厚生年金保険の保険料率は試験日現在では (①) %であり、ボーナスから特別保険料としてボーナスの (②) %を徴収している。平成15年4月からは総報酬制となり、保険料率は (③) %なる。(厚生年金基金を実施していない場合で、被保険者分・会社負担分合計。)

(11) 下表は、厚生年金基金と確定給付企業年金の税制を比較したものである。

		厚生年金基金	確定給付企業年金
拠 出 段 階	事業主掛金	全額損金又は必要経費に参入	全額損金又は必要経費に参入
	従業員掛金	全額社会保険料控除	最高5万円の(①)控除
運 用 段 階		積立金のうち代行部分に相当する額に(②)を乗じて得た額に相当する額を超える額を対象に課税 (現在凍結中)	積立金から(③)を控除した額を対象に課税 (現在凍結中)
給 付 段 階	老齢年金	全額雑所得として課税(公的年金等控除の対象)	給付額から(③)を控除した額について雑所得課税(公的年金等控除の対象)
	退職一時金	全額退職所得として課税	給付額から(③)を控除した額について退職所得課税
	遺族一時金	非課税	(④)の対象

(12) 次は、確定拠出年金の拠出限度額を示したものである。

- A. 企業型年金の企業の拠出について、厚生年金基金・適格退職年金等の対象となっていない者に係る拠出限度額： 月額(①)円。
- B. 企業型年金の企業の拠出について、厚生年金基金・適格退職年金等の対象となっている者に係る拠出限度額： 月額(②)円。
- C. 個人型年金の自営業者等の拠出について、国民年金基金等に加入していない場合の拠出限度額： 月額(③)円。

(13) 次の文章は、日本年金数理人会「倫理規範」の誠実義務に係る条文である。

会員は、年金数理業務の有する重要な(①)にかんがみ、つねに公正の立場を堅持し、誠実にかつ細心の注意をはらって業務を遂行しなければならない。

問題 2. 日本公認会計士協会が公表した「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」、並びに日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に係る実務基準」では、退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額の見積り方法（期間配分方法）を4つ提示している。そのうち任意の2つを選んでその名称を解答欄に記入せよ。

また、この2つの期間配分方法について、上記「退職給付会計に係る実務基準」に記載されている、採用基準についても解答欄に簡記せよ。（10点）

問題 3. t年度の財政決算において、ある企業年金基金が非継続基準の財政検証に抵触することとなった。

t年度の財政決算の状況等は以下の通りであった。翌々年度追加の掛金として最低限追加拠出しなければならない掛金額はいくらになるか。算出過程とともに掛金額を示せ。

ただし、財政検証時点においては年金資産が最低積立基準額の90%を下回らなければ非継続基準に抵触しないこととする経過措置の適用期間中であるものとする。

なお、解答は指定の解答用紙1枚以内に記入のこと。（10点）

t年度末年金資産額（純資産額）	15,000,000円
t年度末最低積立基準額	20,000,000円
t+1年度末最低積立基準額の見込額	23,000,000円
t+1年度掛金拠出見込額	2,500,000円

問題 4. ある厚生年金基金の平成 13 年度財政決算における数理債務等の数値は、以下の通りであった。財政検証結果とその判定の根拠を記述せよ。

なお、解答は指定の解答用紙 1 枚以内に記入のこと。(10 点)

数理債務	1,000 (百万円)
代行部分の数理債務	700 (百万円)
未償却過去勤務債務	100 (百万円)
資産評価調整加算額	30 (百万円)
純資産額	750 (百万円)
特例調整金 (資産計上)	20 (百万円)
別途積立金	0 (百万円)
繰越不足金	0 (百万円)
当年度不足金	100 (百万円)
許容繰越不足金	110 (百万円)
数理上掛金率と規約上掛金率の差	
の一時金換算額 (剰余金換算)	10 (百万円)
最低責任準備金	620 (百万円)
最低積立基準額	920 (百万円)
過去の積立水準 (純資産額/最低積立基準額) の推移	

H12 年度 0.85、H11 年度 0.90、H10 年度 0.95

(注) 過去に積立水準の回復計画を実施したことはない。

問題 5. 昨今の厳しい経済環境の下で企業年金の給付減額が見られるが、厚生年金基金設立認可基準に規定される給付減額の要件 (理由・手続・受給権保全) のそれぞれについて現在の基準のポイントを記し、各々のポイントについて今後のあり方の所見 (考えおよびその根拠) を述べよ。

なお、解答は指定の解答用紙 3 枚以内に記入のこと。(30 点)

年金法令・制度運営（解答例）

問題 1

(1)	①標準 ②プラスアルファ ③代行
(2)	①簿価ベース収益 ②収益差平滑化 ③数理的評価額 ④時価ベース利回り
(3)	①代行部分の数理債務 ②最低責任準備金 ③マイナス（負） ④プラス（正）
(4)	①代行保険料率 ②9.8
(5)	①（指定）年金数理人 ②加入員数 ③選択一時金 ④過去勤務債務
(6)	①定年年齢（通常退職年齢を含む） ②定年延長 ③改善
(7)	① 20 ② 3
(8)	① 60 ② 65 ③ 50 ④ 60
(9)	①経済変数 ②期待運用収益率 ③予定退職率（予定脱退率）
(10)	①17.35 ②1 ③13.58
(11)	①生命保険料 ②2.84 ③従業員掛金（負担）相当額 ④相続税
(12)	① 3万6000 ② 1万8000 ③ 6万8000
(13)	①社会的役割

問題 2

以下に示す 4 つの方法のうち、任意の 2 つについて記入されていること。

	期間配分方法の名称	期間配分方法の採用基準
方法 1	期間定額基準 (勤務期間を基準とする方法)	会計基準における原則的な方法
方法 2	給与基準 (給与総額を基準とする方法)	全勤務期間の給与額を体系的に定めており、退職給付の算定基礎となる各期の給与額に各期の労働の対価が合理的に反映されていると認められる場合には、当該方法を用いることができる
方法 3	支給倍率基準 (支給倍率を基準とする方法)	退職事由や勤続年数による給付の増分の格差が僅少であったり、頭打ちを含め支給倍率が前加重となっている場合や、業務内容の専門性・複雑性を重視して支給倍率が設定されている場合などにあつて、支給倍率の増加が各期の労働の対価を合理的に反映していると認められる場合には、当該方法を用いることができる
方法 4	ポイント基準 (ポイント累計を基準とする方法)	適格退職年金制度や厚生年金基金制度で認めているポイント制の要件を満たしているなど、そのポイントの増加が各期の労働の対価を合理的に反映していると認められる場合には、当該方法を用いることができる

問題 3

最低積立基準額増加見込み額

$$23,000,000 - 20,000,000 = 3,000,000 \quad \dots\textcircled{1}$$

t 年度末積立比率

$$15,000,000 / 20,000,000 = 0.75 < 0.8$$

t 年度末積立比率が 0.8 未満であるので、積立比率に応じた解消額は次の通りとなる。

80%未満部分

$$(20,000,000 \times 0.8 - 15,000,000) / 5 = 200,000 \quad \dots\textcircled{2}$$

80%以上 90%未満部分

$$(20,000,000 \times 0.9 - 20,000,000 \times 0.8) / 10 = 20,000,000 \times 0.1 / 10 = 200,000 \quad \dots\textcircled{3}$$

解消額合計

$$\textcircled{2} + \textcircled{3} = 200,000 + 200,000 = 400,000 \quad \dots\textcircled{4}$$

年金資産が最低積立基準額を下回る額

$$20,000,000 - 15,000,000 = 5,000,000 \quad \dots\textcircled{5}$$

積立不足に伴って拠出すべき掛金額は、①に、④以上⑤以下で規約に定める額を合算した額である。

よって、翌々年度、最低限追加拠出しなければならない掛金額は

$$(\textcircled{1} + \textcircled{4}) - (t + 1 \text{ 年度掛金拠出額}) = 3,000,000 + 400,000 - 2,500,000 = 900,000$$

となる。

A. 900,000

問題 4

<財政検証の結果>

① 継続基準

- ・純資産額が責任準備金を下回っているため、変更計算に該当する。
- ・ただし、純資産額に許容繰越不足金を加えた額が責任準備金を下回っていないため、厚生年金基金の判断により、変更計算を留保することができる。

② 非継続基準

- ・純資産額が最低積立基準額に 0.9 を乗じて得た額を下回っているが、純資産額が最低責任準備金の 105% および最低積立基準額に 0.8 を乗じて得た額以上であり、かつ、過去 3 事業年度のうち 2 事業年度で純資産額が最低積立基準額に 0.9 を乗じて得た額および最低責任準備金の 105% 以上であるため、変更計算に該当しない。

<財政検証の判定根拠>

① 継続基準

- ・責任準備金
＝最低責任準備金＋プラスアルファ部分の数理債務－資産評価調整加算額
－未償却過去勤務債務－数理上掛金率と規約上掛金率の差の一時金換算額
＝620＋(1,000－700)－30－100－10
＝780>純資産額 750
- ・責任準備金 780 ≤ 純資産額 750＋許容繰越不足金 110＝860

② 非継続基準

- ・純資産額／最低積立基準額＝750／920＝0.81 (0.8 以上 0.9 未満)
- ・純資産額／最低責任準備金＝750／620＝1.20 (1.05 以上)
- ・平成 10 年度と平成 11 年度において純資産額／最低積立基準額が 0.9 以上
- ・平成 10 年度と平成 11 年度において純資産額／最低責任準備金が 1.05 以上であることは、「過去に積立水準の回復計画を実施したことはない」ことから明らか。

問題 5

「現在の基準のポイント」については、以下に示す認可基準の内容のうち重要なポイントだと考える箇所を正確に記述すること。必ずしも、以下の内容の全てを列記する必要はない。

「今後のあり方の所見」としては、前述した個々のポイントに対して、妥当と考えるのか改善すべきと考えるのかを、具体的な根拠を示しつつ論じること。なお、以下に論点例を示すが、これらに限定するものではない。

採点にあたっては、考察から結論までを論理的かつ明解に述べているかどうかを重視するものとした。

1. 給付減額の理由

(1) 現在の基準のポイント

給付設計の変更にあたっては給付水準が下がらないことを原則とするが、やむを得ず、給付の水準が下がる場合にあっては、次のいずれかの場合に該当していること。

- ア 母体企業の労働協約又は退職金規程等の変更に基づく給付設計の変更
- イ 母体企業の著しい経営悪化
- ウ 設立時又は直近の給付水準の変更時から5年以上が経過しており、かつ、給付設計を変更しなければ掛金が大幅に上昇し掛金の負担が困難になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむを得ないと認められる場合
- エ 基金の合併、権利義務の承継又は法令の改正に伴う給付設計の変更
- オ 確定拠出年金への移行

(2) 所見

論点例：

- 5年ルールの問題。
- 労働協約変更との関係。
- 企業年金の意義との関係。
- トータル・コンペンセーションの観点との関係。

2 給付減額の手続き

(1) 現在の基準のポイント

次のア及びイに掲げる同意を得た上で代議員会で議決を得る必要がある。

- ア 基金の設立事業所に使用される加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意
- イ 全加入員の3分の2以上の同意（加入員の3分の2以上で組織する労働組合がある場合には、当該労働組合の同意で代替できる。）

(2) 所見

論点例：

- 2/3についてどう考えるか。
- 労働組合の同意による代替をどう考えるか。

3. 受給権保全

(1) 現在の基準のポイント

A. 加入員

給付設計の変更日における加入員に対して、受給権を保全するための経過措置を講じていること。この場合において、経過措置として支給するプラスアルファ部分の給付現価は、変更日において当該経過措置対象者について算定した、変更前の給付設計に基づくプラスアルファ部分の最低積立基準額に相当する額から、変更後の給付設計で経過措置を設けないこととしたときのプラスアルファ部分の最低積立基準額に相当する額を控除した額を下回らないものとする。

ただし、確定拠出年金への移行にあたり年金給付等積立金の一部を企業型年金の資産管理機関に移換しようとする場合、又は経過措置が講じられていないことを十分に説明した上で、同意を得ている場合にはこの限りでないこと。

B. 受給権者

給付設計の変更日における受給者及び受給待期脱退者（以下「受給者等」という。）の変更後の年金額が変更前より下回っていないこと。

ただし、基金の存続のため受給者等の給付水準の引下げが真にやむを得ないと認められる場合であって、事業主、加入員及び受給者等の3者による協議の場を設けるなど受給者等の意向を十分に反映させる措置が講じられた上で、次のア～ウの要件をすべて満たしている場合には、この限りでないこと。

- ア 全受給者等に対し、事前に、給付設計の変更に関する十分な説明と意向確認を行っていること。

平成 15 年 3 月 15 日
年金法令・制度運営……7

- イ 給付設計の変更について、全受給者等の 3 分の 2 以上の同意を得ていること。
- ウ 受給者等のうち、希望する者は、当該者に係る最低積立基準額に相当する額（代行部分相当額に一定の額を加えた年金額に相当する最低積立基準額に相当する額を除く。）を一時金として受け取ることができること。

(2) 所見

論点例：

- 2 / 3 についてどう考えるか。
- 給付減額は個別同意が必要であるのに対して、解散の場合は同意が不要である点。
- 待期者について、未裁定者は法律改正による減額では加入員と同様に同意不要だが、既裁定者は、受給者と同様に同意が必要である点。
- 受給者等について加入員より厳しい条件である点をどう考えるか。
- 受給者等のうち、希望する者は当該者にかかる最低積立基準額に相当する額を一時金として受け取ることが出来ることとしている点をどう考えるか。